

2025年8月改訂

障がいのある学生に対する修学支援についてのガイドブック

～合理的配慮の提供～



 西南学院大学

学生支援部 学生課 厚生係

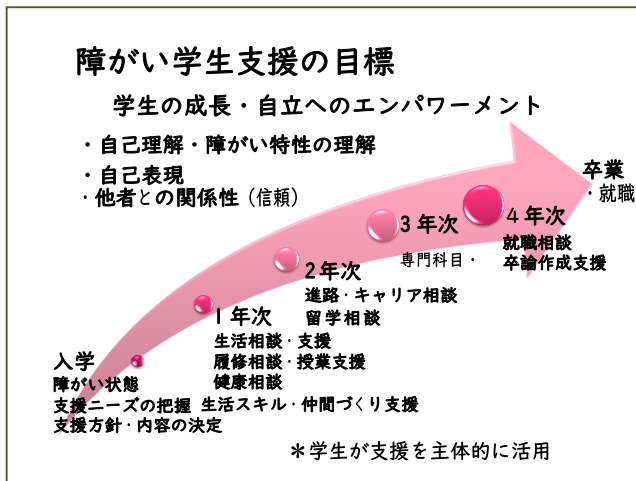
目次

はじめに.....	P1
1. 合理的配慮とは	P1
2. 本学の合理的配慮の対象範囲・対象者	P1
3. 本学における合理的配慮の考え方	P1
4. 西南学院大学の障がいのある学生に対する修学場面に係る合理的配慮の提供フロー	P2
5. 修学場面に係る合理的配慮の流れ～申請者の動き～	P3
6. 配慮内容の例.....	P4
お問い合わせ先.....	P4
参考文献.....	P5

はじめに

学校法人西南学院は、創立者 C.K. ドージャーの教育理念「“Seinan, Be True to Christ”－西南よ、キリストに忠実なれ－」を「建学の精神」とし、真理の探求および優れた人格の形成に励み、地域社会および国際社会に奉仕する創造的な人材を育てることを使命としています。

この教育理念および目標に照らし、本学では、障がいの有無に関わらず、すべての学生に対して、共に学び合うことのできる教育・学習環境を提供し、ひとりひとりの学生の成長および自立を支援することを目指します。



1. 合理的配慮とは

大学等における合理的配慮とは、

「障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」※をいいます。

※ 障害者の権利に関する条約や障害者基本法等に照らして、文部科学省高等教育局長の決定に基づく「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」での合理的配慮の定義。

2. 本学の合理的配慮の対象範囲・対象者

本学における合理的配慮は修学場面を想定しており、本学に在籍する学生等を対象者としています。

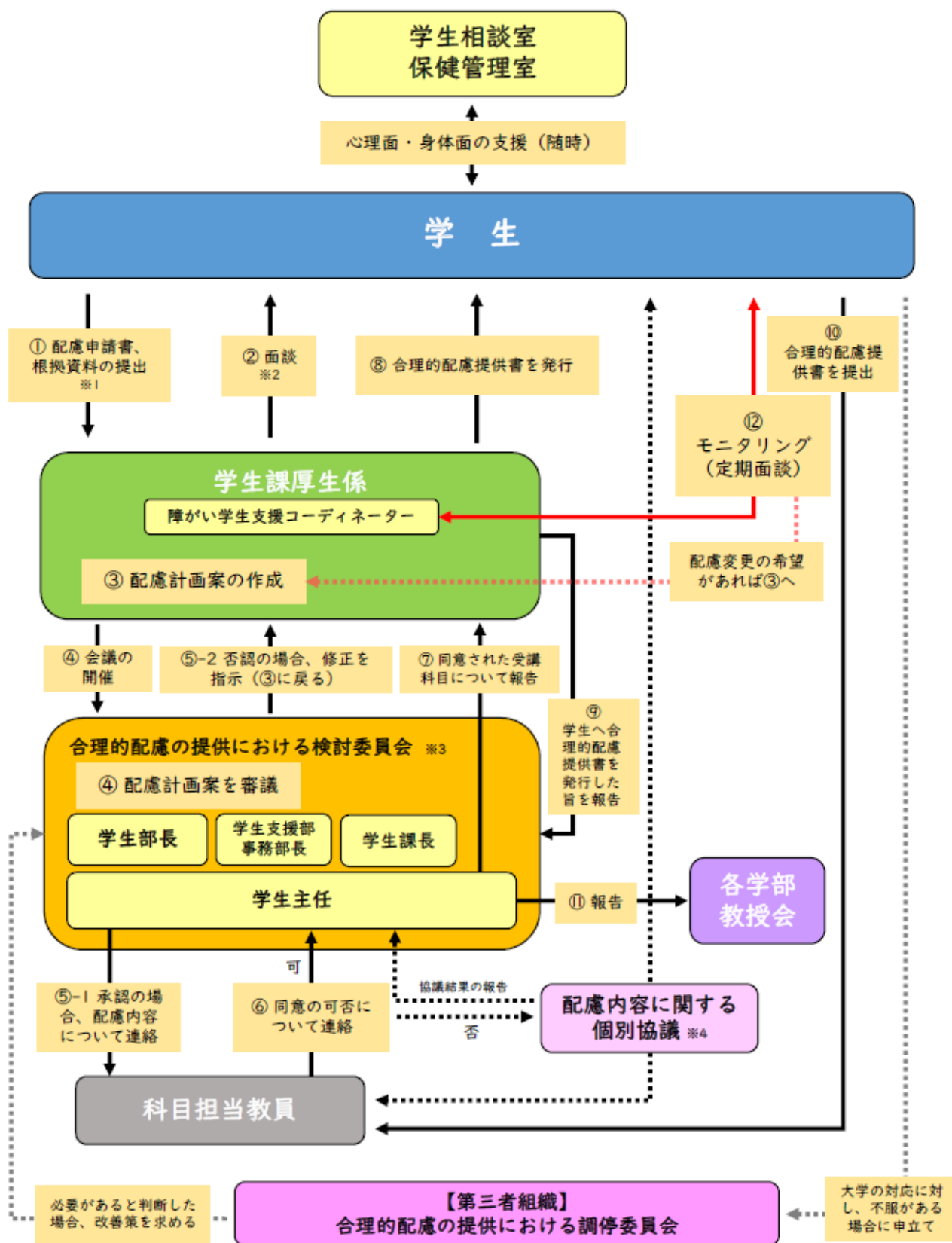
身体障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがあり、障害者手帳を有する者又はその他の根拠資料（医師の診断書等）によりそれに準ずる障がいがあると認められた者とします。

3. 本学における合理的配慮の考え方

学生の要望や状況に合わせ、学生と大学側の建設的対話（障がいのある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い）により、合理的に変更・調整された個別的な対応や支援を大学における合理的配慮として提供します。基本的に修学場面を合理的配慮の範囲と考えて対話をしていきます。合理的配慮の内容が妥当か、過度な負担ではないかどうかの判断基準として、教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則があります。

具体的には、教育に関する3つのポリシー（①ディプロマポリシー②カリキュラムポリシー③アドミッションポリシー）や授業のシラバスがそれに当たります。合理的配慮は教育の機会を均等にするための変更調整を目指すもので、結果（単位取得や進級、卒業等）を保証するものではありません。さらには、大学の費用負担や財務状況も考慮しなければなりません。

4. 西南学院大学の障がいのある学生に対する修学場面に係る合理的配慮の提供フロー



※1 大学院生は大学院事務室、外国人留学生(留学生別科学生を含む)は国際センター事務室へ申し出て、各事務室は学生課と連携して申請手続きを進めていく。
 ※2 面談は学生課員の他に、学生の所属により教務課・大学院事務室・国際センター事務室のいずれかの職員も同席する。
 ※3 委員会の構成員は、学生部長・学生主任・学生支援部事務部長・学生課長とし、学生の所属により委員長が必要と認める教職員を委員会に加えることができる。
 ※4 「配慮内容に関する個別協議」は、原則、当該学生の所属する学部の学生主任・障がい学生支援コーディネーター・学生課員・教務課員(大学院事務室又は国際センター事務室の職員)が、当該学生と科目担当教員の双方と調整を行い、双方から合意を得る内容となるよう協議を行う。

5. 修学場面に係る合理的配慮の流れ ～申請者の動き～

① Moodle からの申請

Moodle 上の「合理的配慮の提供」コースから、必要事項を入力し申請を行います。入力後、学生課窓口へ根拠資料（診断書等）を提出してください（面談時でも可）。申請後は、面談日時について、学生課からメールもしくは電話にて申請者に連絡をします。

（申請ページ：<https://cms.seinan-gu.ac.jp/moodle/course/view.php?id=21452§ion=0>）

②③面談～配慮計画案の作成

申請者と障がい学生支援コーディネーター及び教務課職員等で面談を実施します。面談では、障がいの状況や修学上の困難等について聞き取り、必要な配慮について検討します。面談後、1週間を目途に、障がい学生支援コーディネーターが配慮計画案を作成します。

④⑤⑥ 合理的配慮の提供における検討委員会～科目担当教員への回答依頼～同意可否

配慮計画案を基に、大学が申請者に対する合理的配慮の提供内容について検討します。配慮計画案が承認されると、各科目担当教員に配慮内容の実施可否について、回答依頼を行います。

回答が出揃った後に、申請者と障がい学生支援コーディネーターでその内容を確認します。配慮内容について調整が必要となった場合は、科目ごとに個別協議（建設的対話）を行います。

⑦⑧ 合理的配慮提供書の発行・提出～提供開始

配慮内容について調整が完了したら、学生課が申請者に対して合理的配慮提供書（以下、「配慮提供書」という）を発行します。配慮提供書は、原則、申請者本人から各科目担当教員へ提出します。配慮提供書を科目担当教員が受け取った時点から、合理的配慮の提供が開始されます。

提供開始後も、学生と障がい学生支援コーディネーターで面談を行い、学生生活が円滑に進んでいるかを確認していきます。

合理的配慮の申請手続きは、申請者（学生）主体で進めていきます。新規の場合、申請から配慮提供書発行までは、1か月程度の時間を要します。なお、合理的配慮は過去に遡っての実施ができませんのでご了承ください。

提供書発行後も、必要があれば定期面談を実施、学期末にはモニタリングを行います。定期的に修学状況を確認しながら、申請者の状態に沿った配慮を実施できるよう適宜調整をします。

不明な点があれば、学生課厚生係（2号館3階 Tel:092-823-3720 Mail:osa-gori@seinan-gu.ac.jp）までお問い合わせください。



6. 配慮内容の例

○主な配慮内容

- ・遅刻・欠席時の配慮（代替課題の提供、講義資料や重要情報の共有等）
- ・試験における特別措置（支援機器の利用、解答方法の配慮、別室受験、試験時間の延長）
- ・実習を伴う科目への配慮（授業補助者の配置）

○障害種別

下記は、あくまでも一例です。面談を実施し、障がいの状態に応じた個別的な配慮内容を検討します。



☆視覚障害

- ・教材の点訳
- ・教材の拡大
- ・講義内容の録音
- ・パソコンの持込



☆内部障害、病弱・虚弱

- ・休養室の利用
- ・通院時の欠席の配慮



☆聴覚障害

- ・パソコンによる
ノートテイク(要約筆記)
- ・手話通訳
- ・講義内容の録音



☆発達障害

- ・重要情報の視覚的提示
- ・課題の提出期限延長
- ・グループワーク時の配慮



☆身体障害

- ・講義内容の録音
- ・パソコンの持込
- ・介助者の同席



☆精神障害

- ・欠席時の配慮
- ・途中入退室の許可
- ・座席の配慮

修学場面以外での配慮

○入学式や卒業式等の大学行事

入学式や卒業式、その他の諸行事については、申し出により必要性を検討のうえ対応しますので、学生課厚生係へお尋ねください。

【担当部署】 学生課厚生係(2号館3階)

Tel : 092-823-3720

Mail : osa-gori@seinan-gu.ac.jp

参考文献

(文献・WEB サイト)

- ◎教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）
- ◎障害者差別解消法【合理的配慮の提供事例集】（平成 29 年 11 月内閣府）
- ◎合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～
(平成 30 年 3 月独立行政法人日本学生支援機構)
- ◎インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）
(関連機関)
- ◎独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
- ◎障害者高等教育支援センター（筑波技術大学教育関係共同利用拠点事業事務局）
- ◎京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム（HEAP）
- ◎独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
- ◎日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）
- ◎一般社団法人 全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）